

# 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会

## 裁定審査会規程

### (目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下「本協会」という。）が、ガバナンス委員会の下に設置する裁定審査会について定めることを目的とする。

### (所 掌)

第2条 裁定審査会は、次の事項を所掌する。

- (1) 本協会の定款，規程，内規等に反することが疑われる場合の事実調査に関する事項
- (2) 前号の事実調査に基づき，処分を検討する事項
- (3) 前号の処分の検討に基づき，処分が必要と思料する場合に，常務理事会への答申をする事項
- (4) 常務理事会において事案及び処分について求められた場合には，常務理事会に出席の上，説明する事項
- (5) その他当該処分に関わる事項

### (委 員)

第3条 裁定審査会に，次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 委員 若干名

第4条 委員長は，ガバナンス委員会委員長が指名し，会長が任命する。

- 2 委員は，委員長が本協会理事及びガバナンス委員会委員並びに本協会の内外を問わず学識経験者から任命する。
- 3 当該事案に利害関係を有する者は委員となることができない。

### (委 託)

第5条 委員長は，事案の性質等により適当と思料されるときは，外部に調査、事実認定、答申の全て又は一部について委託することができる。

- 2 前項の受託者は，その受託内容に応じ，原則として裁定審査会と同等の権限を有

する。

(任 期)

第6条 委員の任期は、任命日より開始し、第2条に定める事項の終了と共に終了する。  
ただし、再任を妨げない。

(改 廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成28年8月27日より施行する。

倫理委員会規程は、平成29年11月12日に廃止する。

この規程は、平成29年11月12日より施行する。

平成31年3月2日 一部改定